



2022年5月11日

各 位

会社名 トヨタ自動車株式会社
代表者 取締役社長 豊田 章男
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お問合せ先 資本関連事業部長 蜂須賀 正義
(TEL. 0565-28-2121)

定款の一部変更について

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年6月開催予定の当社第118回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年6月15日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年6月15日(予定)

(注)上記の内容につきましては、2022年6月15日開催予定の当社第118回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします

以 上

別 紙

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のみなし提供)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法令の定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類等の内容である情報について、法令の定めるところに従い、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上